「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」（埼玉県）により
被害を受けたお客様への経営状況分析手数料の無料等のお取り扱いについて

一般財団法人　建設業情報管理センター

「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」（埼玉県）により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当財団では、この度、被害を受けられたお客様に、下記の通り経営状況分析手数料を無料といたします。

この度の私どもの支援策が、被災されたお客様にとって少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

記

１．対象者

当財団に対し経営状況分析申請を行う建設企業様の内、「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故」（埼玉県・災害救助法の適用）により主たる営業所社屋に損壊等の被害を受けられた建設企業様。

※災害救助法適用地域の詳細は、以下の内閣府・防災情報のページをご覧ください。
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

２．支援内容

①．災害救助法の適用日から１年間の経営状況分析申請を対象に、経営状況分析手数料を無料といたします。
②．経営状況分析結果通知書を破損・紛失された建設企業様には無料で再発行いたします。
③．既に経営状況分析手数料をお支払いの場合でも、法適用日翌日以降の日付で経営状況分析結果通知書を受領された建設企業様には経営状況分析手数料を返金いたします。

３．必要書類

建設企業様の主たる営業所社屋の被害の程度が記載された「罹災（りさい）証明書」もしくは「被災証明書」を申請書類に添付ください。

なお、経営状況分析申請等でお困りな事がございましたら、ご遠慮なく支部・事務所へご相談ください。

●支部・事務所のお問い合わせ先

＜北海道事務所＞　011-222-2688

＜東日本支部＞
東北　03-6661-7214
関東　03-6661-7427
中部・北陸　03-6661-7524

＜西日本支部＞
近畿　06-6767-2801
中国・四国　06-6767-2802

＜九州事務所＞　092-483-2841